

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

<改正のポイント>

1. 趣旨・目的

新リース会計基準で認められない、いわゆる延払基準による処理が税務上も廃止される。

2. 内容

- ・リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例が廃止となる(所得税および消費税も同様)。
- ・新リース会計基準では、リース料の受取に応じて売上高と売上原価を計上する方法 ※が適用できなくなる。※従来の会計基準のいわゆる第2法
- ・経過措置①:2025(令和7)年4月1日前にリース譲渡を行った法人の2027(令和9)年3月31日以前※に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法により収益の額及び費用の額を計算することができる。なお、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法(以下、「利息法」という)は据え置かれる。※消費税は2030(令和12)年3月31日以前
- ・経過措置②:2025(令和7)年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置が手当される(消費税は10年均等)。

3. 適用時期

2025(令和7)年4月1日以後に行うリース譲渡に適用される。

4. 影響

- ・第2法(定額法)を適用している場合、所得の計上時期が早くなる。利息法による所得計算を行うと、これまで第2法(定額法)にて所得計算を行っていた場合と比べ、リース期間の前半における所得金額が増加することが見込まれる。
- ・ファイナンスリース取引が対象。オペレーティングリース取引については、これまで通りの取扱いが継続すると考えられる。
- ・消費税はリース譲渡の際に一時に資産の譲渡があったこととされ、影響が大きい(利息法はない)。

5. 実務のポイント

- ・20%特例の継続が大綱上不明である。

1. 改正前後の対比

(1) 会計・税務の改正前後の対比

事例: 所有権移転外ファイナンスリース取引。リース料総額100、リース資産の取得価格80、5年間均等でリース料を収受する。なお、本事例は説明を簡潔にするために単純化している。

	改正前		改正後	
	会計	税務	会計	税務
第1法	リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法 ①リース譲渡時 (リース投資資産)100 / (売上)100 (売上原価)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)20 (繰延リース利益繰入)16 / (繰延リース利益)16	同左	製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース ①リース譲渡時 (リース投資資産)90 ※ / (売上)90 ※ (売上原価)80 / (買掛金)80 ※利息相当額を10とした。売上と売上原価の差額が貸手のリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、原資産の帳簿価額(80)とし、差額相当額を利息相当額に含めて処理することができる。 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)18 / (受取利息)2	同左となる見込み。
第2法 (定額法)	リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法 ①リース譲渡時 (リース投資資産)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (売上)20 (売上原価)16 / (リース投資資産)16 ⇒当該処理が複数事業年度に渡って計上される。	同左	【廃止】	【廃止】
第3法 (利息法)	売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法 ①リース譲渡時 (リース投資資産)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)16 / (売上:受取利息)4	同左	製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース ①リース譲渡時 (リース投資資産)80 / (買掛金)80 ②リース料受取時+決算時 (現預金)20 / (リース投資資産)16 / (売上:受取利息)4	同左となる見込み。

1. 改正前後の対比

(2) その他法人税、消費税

	改正前	改正後
20%特例 (法人税)	利息相当額をリース譲渡の対価の額からその原価の額を控除した金額の20/100に相当する金額として、第一法に類似した方法により所得の金額を計算する。 税務上、申告調整を行うことで適用可能。	大綱上、明記されていない。
消費税	①原則 リース譲渡を行った日に資産の譲渡があったこととなる。 ②特例 事業者がリース取引について所得税法または法人税法の所得金額の計算において延払基準の方法により経理することにより、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の適用を受けている場合には、消費税についてもこの特例の適用を受けることができる。	【②は廃止】

1. 改正前後の対比

(2) その他法人税、消費税

延払基準を適用している法人について、従来よりも所得金額の計上時期が早くなることにより、実際に代金が入金されるよりも前の事業年度で多額の課税が生じることとなる(消費税も同様)。以下、定額法(延払基準)を適用していた法人が一時に所得を計上することとなった場合の各期の手取りキャッシュの試算をしている。

事例: 1個16,500千円(税込)の製品(原価9,000千円)のリース契約(※1)を結び、毎年1,100千円(税込)支払を受け15年で回収を行う。

改正前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	15年目	合計	
① 入金(税込)	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円		1,100千円	16,500千円	※1 <改正前> 入金ごとに収益を認識し、同時に 収益に対応する費用を認識する。 <改正後> 販売時に全額を収益認識し、同時に 収益に対応する費用を認識する。
② 所得※2	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円		400千円	6,000千円	
③ 法人税等 (②×実効税率34%)	136千円	136千円	136千円	136千円	136千円		136千円	2,040千円	※2 収益1,000千円－費用600千円 ＝所得400千円
④ 消費税※4	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円		100千円	1,500千円	※3 収益15,000千円－費用9,000千円 ＝所得6,000千円
⑤ 手取りキャッシュ (①-③-④)	864千円	864千円	864千円	864千円	864千円		864千円	12,960千円	
									※4 <改正前> 入金ごとに消費税を認識する。 <改正後> 販売時に販売価額の全額に対して消 費税を認識する。
改正後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		15年目	合計	
① 入金(税込)	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円		1,100千円	16,500千円	
② 所得※3	6,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円		0千円	6,000千円	
③ 法人税等 (②×実効税率34%)	2,040千円	0千円	0千円	0千円	0千円		0千円	2,040千円	
④ 消費税※4	1,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円		0千円	1,500千円	
⑤ 手取りキャッシュ (①-③-④)	-2,440千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円	1,100千円		1,100千円	12,960千円	